

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月22日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場 脩

北海道後期高齢者医療広域連合規則第14号

## 北海道後期高齢者医療広域連合規則第14号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する  
規則

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年北海道後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。

別記様式第6号中「75歳以上の高齢者の方（65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方も含む）」を「後期高齢者医療の被保険者の方」に改め、「（経過措置適用確認のため。）」を削る。

別記様式第7号中「（附則第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第7条第1項」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成された用紙で、現に残存するものがあるときは、当分の間、これを使用することができる。